

大阪府告示第195号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関の事業所の所在地の変更の届出があった。

令和6年2月29日

大阪府知事 吉村 洋文

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	
	変更前	変更後
株式会社ケアオフィスかがやき 泉佐野市高松北一丁目8番82号 稲垣ビル 3階	泉佐野訪問看護ステーション 泉佐野市高松北一丁目8番82号 稲垣ビル303 号	泉佐野訪問看護ステーション 泉佐野市高松北一丁目8番82号 稲垣ビル3階
有限会社SORA 河内長野市市町501番地4	訪問看護ステーションそら 河内長野市本町5番10号 メルベークB-2	訪問看護ステーションそら 河内長野市市町501番地4
株式会社ラヴェリオリンクスタッフ 大阪市淀川区西中島四丁目13番22号 大拓 ビル17-5階	訪問看護ステーションはぐみ 箕面市小野原東六丁目21番7号 プルーム21- 101	訪問看護ステーションはぐみ 箕面市小野原東六丁目21番18-102号